

第一条第一項中「次条第一項及び第三条第一項において」を「以下」に改め、同条第二項中「平成二十八年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改め、同項第一号イ中「及びハ」を「ハ及びチ」に改め、同号に次のように加える。

チ 平成二十四年一元化法改正前共済年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この条において「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付及び平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。）のうち退職共済年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第三十一条第一項に規定する者に支給されるものに限る。）

第二条第一項中「平成二十八年五月三十一日」を「平成三十一年五月三十一日」に改める。

第三条第一項第一号イ中「平成二十七年」を「平成三十年」に改め、同号ロ中「平成二十八年四月一日」を「平成二十七年」を「平成三十年」に改め、同号ハ中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）」に改め、同条第三項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に、「第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る同条第一項に規定する雑所得の額を控除した額」を「第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）」に改め、同条第四項中「以下」の下に「この項から」を加え、同条第五項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改め、「雑所得等の金額」の下に「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加え、同条第六項中「平成二十八年度」を「平成三十一年度」に改める。

第四条中「請求」の下に「次条において単に「認定の請求」という。」を加える。

第七条を第八条とする。

第六条第一項第一号中「第二條第一項」の下に「（第五條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第六條第一項各号」を「第七條第一項各号」に改め、同条を第七条とする。

第五条第一項第一号中「第一條第一項」の下に「及び前條第一項」を加え、同項第二号中「第三條第一項」の下に「（前條第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「前條」を「第四條」に改め、同条第二項の表第三項の項、第四項の項及び第六項の項中「第五條第一項各号」を「第六條第一項各号」に改め、同表第七項の項中「第五條第一項」を「第六條第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（認定の請求の請求を行うおとする者に対する相談等のための厚生労働大臣の市町村に対する資料の提供の求め等）

第五条 厚生労働大臣は、認定の請求の請求の請求を行うおとする者（法附則第五條第一項の規定により法の施行の日前に認定の請求の請求を行うおとする者を含む。）に対する相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、平成三十年十二月一日において第一條第二項各号のいずれかに該当する者又はその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況につき、市町村に対し資料の提供を求めることができる。

2 前項の規定による求めに係る厚生労働大臣の市町村に対する通知及び市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供については、第二条及び第三条の規定を準用する。この場合において、第二条第一項中「平成三十一年五月三十一日」とあるのは「平成三十一年一月十八日」と、同年四月一日」とあるのは「平成三十年十二月一日」と、第三条第一項第一号イ中「平成三十年」とあるのは「平成

二十九年」と、同号ロ中「平成三十一年四月一日」とあるのは「平成三十年十二月一日」と、「平成三十一年度」とあるのは「平成三十年度」と、同項第二号イ中「平成三十年」とあるのは「平成二十九年」と、同条第三項、第五項及び第六項中「平成三十一年度」とあるのは「平成三十年度」と読み替えるものとする。

附則 この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

府令・省令

○内閣府令第七号  
○農林水産省令第七号

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）の施行に伴い、及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五條の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎  
農林水産大臣 吉川 貴盛

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令  
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大藏省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 （銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。 一 前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一</p>	<p>附則 （銀行法第十条の業務を行う特定承継会社に係る銀行法施行規則の適用関係） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の「金融業務」とは、次に掲げるものをいう。 一 前項各号（第三号から第十一号まで、第二十二号及び第二十四号を除く。）に掲げる者の業務（同項第一号に掲げる者にあつては株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一</p>